

## 「ガス工作物等技術基準調査委員会」規約

### (設置)

第 1 条 日本ガス協会に、執行規程細則第 4 条に基づく特別委員会としてガス工作物等技術基準調査委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会の円滑な運営を図るため、本規約を定める。

### (目的)

第 2 条 委員会は、ガス事業の健全な発展をはかるため、ガス工作物等の保安に関する技術について、継続的に広く調査研究し、自主基準の作成と体系整備を行うとともに必要に応じて、関係官庁に対して、技術基準に関する意見および資料を提出し、又関係官庁よりの諮問に応じ当該事項の調査研究結果を答申することを目的とする。

### (構成)

第 3 条 委員会は、学識経験者、民間有識者(機械分野)、民間有識者(土木・建築分野)、ガス事業者および関係団体の役職員の中から、事務局長が委嘱する委員で組織する。学識経験者を除く委員は前述の関係分野毎に全委員数の 3 分の 1 を超えないものとする。

### (委員長および副委員長)

- 第 4 条 委員会に委員長 1 名を置く。
- 2 委員長は学識経験者委員の中から事務局長が委嘱する。
  - 3 委員長は委員会の業務を総括し、委員会を代表する。
  - 4 委員会に副委員長を若干名置く。
  - 5 副委員長は委員の中から委員長が指名する。
  - 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときその職務を代行する。

### (委員の任期)

- 第 5 条 委員会の委員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員のため委嘱された委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、特定事項審議のために委嘱した委員の任期については、別途定める。
  - 4 委員会が廃止された場合は、委員の任期はその時点をもって終了する。

### (委員の定年)

- 第 6 条 次項に該当する委員を除いて 70 歳を超える委員は再任しない。
- 2 委員会の委員および第 16 条に基づき設置される小委員会および専門調査委員会の委員は、原則 2 年間×5 期就任を上限とする。

(委員の解嘱)

第 7 条 事務局長は次の各号の一に該当する場合、委員を解嘱することができる。

- (1)心身の故障のため職務を遂行する事が不可能と認められる場合
- (2)職務上の義務違反等委員にふさわしくない行為があったと認められる場合
- (3)その他やむを得ない事情により職務を遂行することが不可能と認められる場合

(守秘義務)

第 8 条 委員は審議内容および結果等について秘密を保持すると共に、日本ガス協会の許可なく公表してはならない。

- 2 委員会資料は日本ガス協会の文書取扱規定第 5 条に基づき委員会限定扱いとする。

(関係官庁の参加)

第 9 条 委員長は、必要に応じて委員会に関係官庁の参加を求めることができる。

(委員会の招集等)

第 10 条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員長は、委員会の審議にあたり必要に応じ関係者の出席を求め意見を聴取することができる。
- 3 委員長は、委員会の方法を書面審議とすることもできる。
- 4 委員会の定足数は、委員の数の過半数とする。

(委員の代理者)

第 11 条 委員はやむを得ず委員会を欠席する場合、同一の関係分野の者を代理者として指名することができる。なお、委員の代理者が委員会に出席する場合は、委員長の承認を必要とする。

- 2 委員の代理者は、第 8 条の守秘義務を負うことに同意しなければならない。
- 3 委員の代理者は、第 10 条第 3 項に定める書面審議には参加することはできない。

(委員会の決議)

第 12 条 委員長は決議を行う場合、十分な意見交換の後に行う。出席者の過半数の同意をもって決議とすることができる。賛否同数の場合は委員長の意見に従う。

(パブリックコメント)

第 13 条 委員長は、委員会の成果物のうち、告示、解釈例およびこれらと同等以上の公的位置付けのものから引用される指針等の技術文書をパブリックコメントにかけることができる。その期間は内容を公表した日から 1 ヶ月以上 2 ヶ月以内とする。

- 2 パブリックコメントでの意見の取り扱いは委員長の判断による。必要に応じ、委員長は委員会を招集することができる。また、意見提出者に意見の取り扱い結果を連絡しなければならない。

- 3 第 2 項により成果物の技術内容を変更した場合、委員長は再度パブリックコメントにかけることができる。その期間は 15 日以上とする。

(委員会情報の公開)

第 14 条 事務局は委員名簿、委員会規約、委員会の予定、委員会の議事概要、外部からの問い合わせおよび異議申し立ての方法を明示しなければならない。

- 2 異議申し立ての意見があった場合の対処は委員長の判断による。

(審議結果の報告)

第 15 条 委員長は、委員会における審議結果をとりまとめ専務理事に報告する。

(小委員会、専門調査委員会)

第 16 条 専務理事は、必要に応じ委員会に小委員会および専門調査委員会(以下「小委員会等」という。)を設けることができる。

- 2 小委員会等の学識経験者委員および民間有識者委員は、事務局長が委嘱する。
- 3 小委員会の委員長(以下「小委員長」という)および専門調査委員会の委員長(以下「専門委員長」という)は、原則として小委員会等の学識経験者委員の中から委員長が指名する。
- 4 小委員会等には幹事を置き、幹事は必要に応じ委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 小委員会の開催は、執行規程細則第 5 条に定める下部組織(製造小委員会、供給小委員会、内管小委員会)と原則同時開催とする。

(委嘱費、謝金および旅費)

第 17 条 事務局長は、委員に委嘱費、謝金および旅費等を支払うことができる。ただし、事務局長が判断した委員はこの限りでない。

- 2 委嘱費、謝金および旅費等については別紙に定める。

(事務局)

第 18 条 委員会に関する事務は、日本ガス協会事務局が行う。

(その他)

第 19 条 委員会の運営等に関するその他の事項については、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規約は、昭和 58 年 5 月 1 日から実施する。
- 2 この規約は、平成 14 年 7 月 1 日から実施する。
- 3 この規約は、平成 16 年 8 月 1 日から実施する。
- 4 この規約は、平成 17 年 11 月 1 日から実施する。
- 5 この規約は、平成 19 年 12 月 1 日から実施する。
- 6 この規約は、平成 22 年 9 月 1 日から実施する。
- 7 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 8 この規約は、平成 23 年 9 月 1 日から実施する。
- 9 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 10 この規約は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。
- 11 この規約は、2019 年 7 月 1 日から実施する。
- 12 この規約は、2019 年 10 月 31 日から実施する。
- 13 この規約は、2021 年 4 月 1 日から実施する。
- 14 この規約は、2024 年 4 月 1 日から実施する。

以上